

歴史的風致の維持及び向上に関する法律と景観法に基づく規制や助成基準の連携実態

正会員 ○清川 智裕* 同 姫野 由香**
同 後藤 大輝* 同 長弘 颯太郎*景観法 歴史まちづくり法 歴史的風致維持向上計画
景観計画 景観形成基準 助成基準

1. 研究の背景と目的

我が国では、高度経済成長を背景に、無秩序な都市化や過疎化が進行し、一部地域では、住民によって町並み保存運動が行われてきた¹⁾。その後、1975 年に文化財保護法の改正が行われ、伝統的建造物群保存地区制度が創設、さらに 2004 年には景観法²⁾が制定された。この間、一部の自治体では、文化財保護法に基づく保全支援や助成が無くとも、自主条例や独自の助成制度を設けることにより、各地の景観の保全・形成を図ってきた。

また、2008 年に「歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下、歴まち法)が制定された。これにより、文化財保護法に基づく文化財でなくとも、歴史的風致と定義されれば、保全や復元、修景に国からの支援を受けられるようになった。一方で、歴まち法は、開発行為に制限を加えることは目的としていない。そのため、景観法との連携が必要であることが指摘されている³⁾。しかし、歴まち法に基づく歴史的風致の維持向上計画(以下、歴まち計画)における重点区域(以下、歴まち重点区域)と法定景観計画における重点地区^{注 1)}(以下、景観重点地区)の指定状況と、景観形成基準と助成基準の連携程度や乖離の実態を分析した研究は確認できない。

そこで本研究では、歴まち法と景観法に基づき景観の保全・維持を図る自治体に着目し、歴まち重点区域と景観形成重点地区の関係を明らかにする。さらに、対象自治体の助成制度の概要、景観重点地区の景観形成基準と対象自治体が任意で定めた助成を行う地区に設けられた助成基準の明瞭度を比較し、その差異を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

本研究は、歴まち法と景観法により、景観の保全・維持を図る自治体を対象とする。また、文化財保護法に基づく助成を受けず、独自に景観形成を図ってきた自治体に注目する。具体的には、2023 年 4 月現在、重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた地区が無く、歴まち計画を策定する 54 自治体を選定した(以下、選定自治体)^{注 2)}。

まず、各自治体の歴まち重点区域と景観重点地区の指定状況を類型化し(3 章)、各自治体の助成事業の概要を調査する。そのうち助成基準を設ける自治体に対しては、景観形成基準と助成基準の基準数や明瞭度から両基準の関係性や傾向を明らかにする(4 章)。

3. 歴まち重点区域と景観重点地区の指定状況

選定した 54 自治体のうち、景観計画を策定する 40 自治体を類型化の対象とした。

これら 40 自治体の歴まち重点区域と景観重点地区の指定状況を類型化した結果を表 1 に示す。

表 1 より、景観重点地区包含タイプと景観重点地区一部重複タイプを合わせると 68% (27 自治体)にのぼることが分かる。つまり、約 7 割の自治体で、歴まち重点区域の少なくとも一部に、景観重点地区を定めることにより景観の保全・維持を図っていることがわかった。

また、表 1 より、景観重点地区独立タイプ、景観重点地区未指定タイプに該当する 33%(13 自治体)は、歴まち重点区域内に景観重点地区は指定されていないことが分かった。つまり、歴まち重点区域内であっても一般的な景観計画区域と同等の規制が適用される。そのため、これらの自治体は、景観重点地区の指定による歴まち重点区域の風致を維持する特別な方策は確認できなかった。

4. 景観形成基準と助成基準の関係

4. 1 選定自治体の助成事業

歴まち計画、景観計画をともに策定する自治体の歴史的まちなみが、どのように維持・保全されてきたのか分析する。そこで、選定自治体のうち、景観計画を策定する自治体の助成事業の有無、助成基準の有無、助成対象について、各自治体で作成した建築物・工作物の助成に関して調査した。調査方法は、文献調査^{注 3)}、また、文献を公開していない自治体にはヒアリング調査^{注 3)}を行った。この結果を表 2 に示す。

表 2 より、建築物・工作物に対する助成制度を設けているのは 73%(29 自治体)にのぼる。また、このうち増築・改

表 1 40 自治体の歴まち重点区域、景観重点地区の指定状況

	歴まち重点区域と 景観重点地区の関係	該当 自治体数	割合
景観重点地区 包含タイプ		16	40%
景観重点地区 一部重複 タイプ		11	28%
景観重点地区 独立タイプ		8	20%
景観重点地区 未設定タイプ		5	13%
合計		40	100%

表2 選定自治体の基礎情報

市町村情報	制度の有無		助成対象の有無				
	建築物 工作物に 対する 助成制度	助成基準	新築	改築 増築	修理	模様替え 修繕	
盛岡市	●	●	●	●	×	×	
多賀城市	●	-	-	-	-	-	
鶴岡市	●	×	-	-	-	-	
白河市	●	●	●	●	×	×	
水戸市	●	●	●	●	×	×	
下野市	-	-	-	-	-	-	
甘楽町	×	×	●	●	×	●	
前橋市	●	●	●	●	●	●	
小田原市	●	×	●	●	×	●	
鎌倉市	■	-	×	●	●	×	
村上市	●	●	×	●	●	×	
下諏訪町	×	×	-	-	-	-	
松本市	△	△	-	-	-	-	
上田市	×	×	-	-	-	-	
岐阜市	■	×	-	-	-	-	
三島市	●	●	●	●	×	×	
掛川市	×	×	-	-	-	-	
伊豆の国市	×	×	-	-	-	-	
下田市	●	×	×	●	×	●	
浜松市	×	×	-	-	-	-	
犬山市	●	▲	●	●	×	●	
岡崎市	●	×	×	●	●	×	
伊賀市	●	●	●	●	●	●	
長浜市	●	●	●	●	●	●	
宇治市	●	●	●	●	×	●	
堺市	●	●	●	●	●	●	
現埴町	●	●	●	●	×	●	
奈良市	■	×	●	●	×	×	
和歌山市	×	×	-	-	-	-	
高野町	●	●	●	●	×	×	
松江市	●	●	-	-	-	-	
尾道市	●	×	-	-	-	-	
大洲市	●	●	●	●	●	×	
太宰府市	●	×	●	●	●	●	
宗像市	●	×	×	●	●	×	
佐賀市	×	×	-	-	-	-	
山鹿市	●	●	●	●	×	●	
熊本市	●	●	●	●	×	●	
竹田市	●	●	●	●	×	●	
大分市	×	×	-	-	-	-	
合計	29	17	15	16	6	11	
割合	73%	59%	52%	55%	21%	38%	

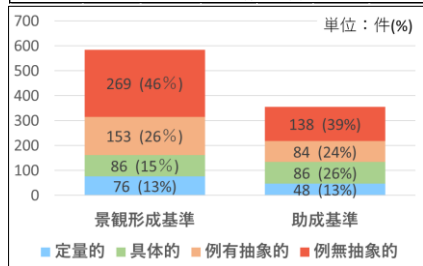


図1 助成基準を定める自治体の景観形成基準と助成基準の基準数と明瞭度の割合

物や工作物に対応する必要があり、そのために多くの基準や抽象的な表現を用いて基準の解釈を助けていると推測される。

次に、届出対象行為別に景観形成基準と助成基準の基準数と基準の明瞭度を図2に示す。

図2より、外壁建具、屋根・庇に関する基準はともに、他の行為に比べ、基準数が多く、定量的、具体的基準の割合も多いことがわかった。つまり、景観形成基準、助成基準は、外壁建具、屋根・庇に関する基準に対してより多く、より

定量的・具体的に設けられる傾向にある。

これより、外壁建具、屋根・庇は、まちなみの景観形成に大きく影響すると考える自治体が多いと推測される。

5. 総括

本研究では、歴まち法と景観法を用いて景観形成を図る自治体の以下の事柄について明らかにした。

・歴まち重点区域と景観重点地区の関係

約7割の自治体が景観重点地区の少なくとも一部に、歴まち重点区域を定めることにより景観形成を図っていることがわかった。

・景観形成基準と助成基準の明瞭度に関する特徴

景観形成基準は、助成基準に比べ基準数が多く、抽象的な表現が用いられる傾向にあること、また、外壁建具、屋根・庇に関する基準が、より多く、より定量的・具体的に設けられる傾向にあることもわかった。

図1より、景観形成基準の基準数が助成基準の基準数より多く、景観形成基準の約70%、助成基準の約60%が抽象的な表現であることが分かる。

これらより、景観形成基準は、助成基準より多様な建築物や工作物に対応する必要があり、そのために多くの基準や抽象的な表現を用いて基準の解釈を助けていると推測される。

定量的・具体的に設けられる傾向にある。

これより、外壁建具、屋根・庇は、まちなみの景観形成に大きく影響すると考える自治体が多いと推測される。

5. 総括

本研究では、歴まち法と景観法を用いて景観形成を図る自治体の以下の事柄について明らかにした。

・歴まち重点区域と景観重点地区の関係

約7割の自治体が景観重点地区の少なくとも一部に、歴まち重点区域を定めることにより景観形成を図っていることがわかった。

・助成事業の概要

約7割の自治体が助成制度を設け、主な対象は新築、増築・改築行為であることがわかった。

・景観形成基準と助成基準の明瞭度に関する特徴

景観形成基準は、助成基準に比べ基準数が多く、抽象的な表現が用いられる傾向にあること、また、外壁建具、屋根・庇に関する基準が、より多く、より定量的・具体的に設けられる傾向にあることもわかった。

【補注】

注1) 本研究では、景観計画区域内で特に優れた景観形成を図る地区を景観重点地区とし、歴まち重点地区との指定状況を把握することを目的とする。そのため景観重点地区とは、景観計画区域内で景観の保全・形成に重点を置く地区とする。したがって、名称に「地区」という文字が含まれていなくても、景観の保全・形成を重点的に行う地区も含めた。

注2) 歴まちまちづくり法第2条第2項は、重要伝統的建造物群保存地区を歴史的風致維持向上計画に定める重点区域内に設定するよう規定しているため、重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた地区を有する自治体を調査対象外とした。

注3) 調査実施期間は2023年12月7日～2024年1月24日

注4) 目安となる値の記載があり、審査がし易いと考えられる基準を「定量的基準」とした。また、定量的な表現であるが具体的な行為を記載することにより、理解を助けている基準を「具体的基準」、具体的ではないが、行為の例が示されている基準を「例有抽象的基準」、例が示されていない基準を「例無抽象的基準」とし、計4つに分類する(図3参照)。

【参考文献】

- 文化庁(2001)「文化財保護法五十年史」
- 国土交通省(2004)「景観法運用指針」
- 舟引敏明(2020)「ゾーニングによる緑地保全・歴史的資産の保全の歩み：風致地区から歴史まちづくりまで」ランドスケープ研究 Vol. 83, No. 4, 346-353
- 長弘颯太郎、姫野由香、横田彩夏(2023)「適合審査における景観形成基準の明瞭性と景ガイドラインの策定要件—全国的重要伝統的建造物群保存地区と佐伯市景観形成重点地区を対象として—」、日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)、F-1分冊、pp. 829～830, 2023. 9346-353

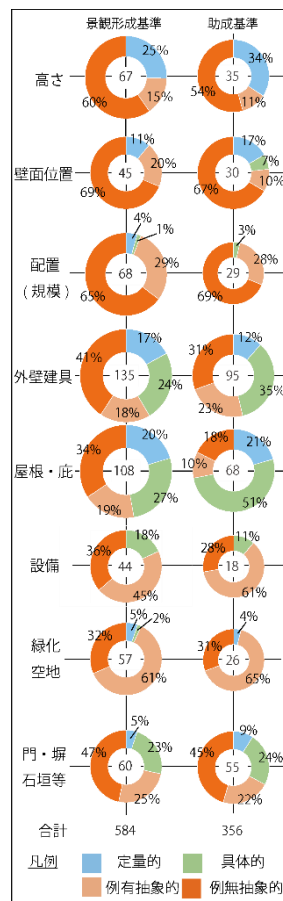


図2 助成基準を定める自治体の届出対象行為別景観形成基準、助成基準の明瞭度の割合

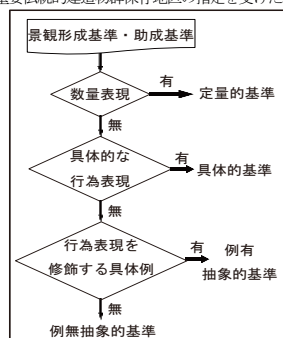


図3 景観形成基準、助成基準分類フローチャート

*大分大学大学院工学研究科博士前期課程

**大分大学理工学部理工学科建築学プログラム・准教授博士(工学)

**Graduate Student, Oita Univ

**Associate Professor, Div. of Architecture, Dept. Of Science and Technology, Faculty of Science and Technology, Oita University, Ph.D.